

1 認定こども園とは

認定こども園は、就学前の子どもに対し、教育・保育を一体的に提供するとともに、子育て支援を行います。子どもは、保護者の就労の有無にかかわらず、同じ施設で教育・保育を受けることができます。

2 幼保連携型とは

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせもつ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たします。

3 認定区分について

- ☆1号認定・・・教育標準時間認定（お子さんが満3歳以上で、認定こども園等での教育を希望される場合）
- ☆2号認定・・・満3歳以上・保育認定（お子さんが満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）
- ☆3号認定・・・満3歳未満・保育認定（お子さんが満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、認定こども園等での保育を希望される場合）

4 保育部・幼稚部について

- ◎保育部（0～2歳児）・・・保護者が共働きや病気等の理由により、保育の必要性があると認定されたお子さんを、保護者の代わりに保育を行う。
- ◎幼稚部（3～5歳児）・・・満3歳以上の幼児に対して、小学校に入学するまでの就学前教育を行う。

5 各認定について

◎1号認定について

（1）保育時間について

- ①9時から13時30分までです。8時50分～9時までが登園時間です。
- ②3歳児につきましては、入園当初数日間ならし保育を行います。

（2）預かり保育について

- ①保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、13:30～15:30まで預かり保育を行います。
- ②日額450円に利用日数を乗じた額と月額11,300円までの少ない額が無償となります。
- ③15時を超える保育は、副食費1食60円が実費負担となります。



（３）一時保育について

- ①長期休業中（春・夏・冬休み）のみで、週３日又は月１２日以内での利用ができます。
- ②４時間１,０００円のうち１６０円と１５時を超える保育は、副食費１食６０円を実費負担とし、保育料分月額１１,３００円まで無償となります。
- ③４時間以降は、１時間ごとに２００円追加（８時間まで）となります。
- ④保育が必要と認められる世帯は、認定申請書を提出し、一時的に子どもを預かります。

（４）認定変更について

- ①月４８時間以上労働することを常態とする場合は、２号認定保育短時間への在籍変更が必要になります。

◎２号・３号認定（保育標準時間・保育短時間）について

（１）保育時間について

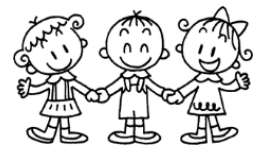
- ①保育標準時間は、７時３０分～１８時３０分（就労時間が月６５時間以上）
- ②保育短時間は、８時３０分～１６時３０分（就労時間が月４８時間～６４時間まで）

（２）慣らし保育について

- ①お子さんの精神的・肉体的負担を考え、段階的にセンター生活に慣れていくものです。
入園１・２日目は、９時～１１時
３・４日目は、９時～１２時（給食あり）
５・６日目は、９時～１４時３０分（給食あり、午睡あり）
７日目から、平常保育
- ②慣らし保育を行う日から入園となり、保育料がかかります。

（３）時間外保育について

- ①保護者の就労等の理由で保育時間を超えて保育をした場合、１時間あたり２００円徴収します。時間外保育時間は、１８時３０分～１９時までです。
- ②１８時を過ぎますと補食（１００円）がでます。
- ③時間外保育利用申込書の提出をお願いいたします。



（４）土曜保育について

- ①０歳児につきましては、１歳の誕生日を迎え、且つ離乳食が完了してからの受け入れとなります。
- ②利用人数に合わせて食材の発注を行うため、申し込みは木曜日までにお願いします。
- ③欠席や送迎が遅れる場合は、午前８時３０分までにマチコミメールで連絡をお願いいたします。